# みんなの年金ガイド

# 年金をもらうためには、 どのような手続きが必要?

# 今月の年金相談

# 9月12日(木)

10:30~12:00 13:00~15:30

### (完全予約制)

次回は10月10日(木)です。

役場第1・第2会議室

国民年金(老齢基礎年金)、厚生年金(老齢厚生年金)をもらうためには、ご自身で年金の請求手 続きを行う必要があります。自動的に支給が始まるものではありませんので、注意が必要です。

#### 【手続きの流れ】

#### 1. 年金請求書の事前送付

60歳~65歳で受給権が発生する方には、誕生日のおよそ3ヵ月前から順次「年 **金請求書**(あらかじめ基礎年金番号、氏名などが印字されたもの) | が日本年金 機構から送付されます。

#### 2. 「年金請求書」の提出(誕生日の前日から受付)

必要事項を記入し、函館年金事務所または役場各支所へ提出します。戸籍謄本 や雇用保険受給資格者証等の添付が必要となる場合があります。各種添付書類は 配偶者の有無や年金の加入状況により異なりますので、あらかじめご確認くださ

#### 3. 「年金証書、年金決定通知書」の送付

年金請求書の提出後、数カ月で年金証書が送付されます。年金証書の到着後お よそ50日程度で年金の受け取りが始まります。その後、偶数月に指定口座へ振 り込まれます。



※農林年金、国鉄、NTT、JTなどの共済組合に加入していたことがある方は、別途請求手続き が必要になりますので、各共済組合にお問い合わせください。

## 早くもらう「繰り上げ支給」と、後でもらう「繰り下げ支給」

国民年金(老齢基礎年金)は65歳からの受給ですが、ご希望により60歳~65歳になるまでの間に繰 り上げすることにより、減額された年金を受けたり、66歳以降に繰り下げすることにより、増額され た年金を受けたりすることができます。

【早くもらう繰り上げ支給】減額率→0.5%×繰り上げ請求月から65歳 になる月の前月までの月数

<例>およそ12か月早めて64歳時に請求する保険料満額納付済みの方 0.5%×12か月=6% (年間約46,806円) の減額

【後でもらう繰り下げ支給】増額率→0.7%×65歳になった月から繰り下 げを申し出た月の前月までの月数

<例>およそ12か月遅く66歳時に請求する保険料満額納付済みの方 0.7%×12か月=8.4% (年間約65.528円) の増額

※減額率、増額率は生涯に わたり変更されませ ん。また、繰り上げ請 求後は障害基礎年金が 請求できない可能性が あるなど、注意点があ りますので、ご確認の 上、ご請求ください。

#### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

請求手続きや届け出など ねんきんダイヤル ◆問い合わせ先

20570 - 05 - 1165

函館年金事務所 ・加入手続きや納入相談など(国民年金課)

20138 - 82 - 8002

・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室) | ※アナウンスに従いおかけください。

役場窓□ 住民生活課社会係(窓口5番)

☎0137-62-2112(内線245)

熊石総合支所住民サービス課

201398 - 2 - 3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。